

## 研究機関が行う事務

### 1 公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ広く研究機関内の応募資格を有する者に対してその内容を周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解の無いように周知をお願いします。

なお、公募要領については、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ (<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>) でもご覧いただけますので、ご利用ください。

### 2 応募資格の確認

応募者が、公募要領に定める応募資格を有する者であるかを確認してください。なお、その際、科研費の不正使用等に伴い科研費の交付対象から除外されている者でないことも必ず確認してください。

### 3 研究代表者への確認

応募者が、公募要領の内容を確認した上で応募書類を作成していることを確認してください。

### 4 応募書類の取りまとめ

#### (1) 応募書類の確認

研究計画調書及び応募カードについて、次の点を確認してください。

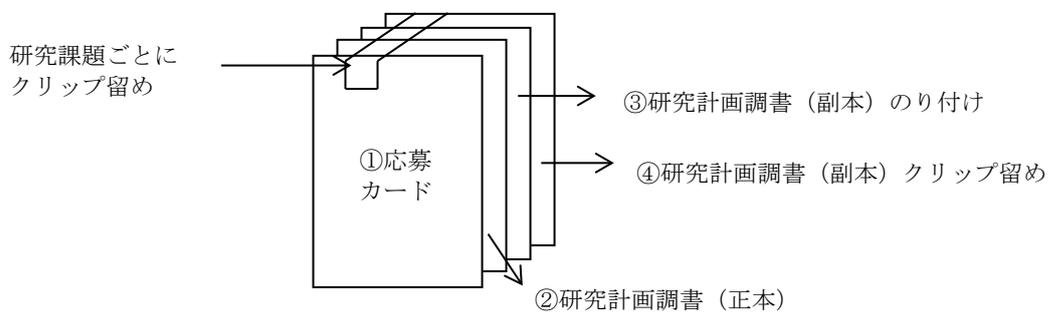
- ① 所定の様式と同一規格であるか。  
※ 本年度は、「研究計画調書」「応募カード」とともに様式を変更しておりますので、特にご留意ください。
- ② 研究計画調書はA4判両面印刷され、さらに左側（上から下まで）をのり付けし、見開きできるように加工されているか。  
ただし、副本のうち、1部はのり付けせずに左上をクリップ留めしているか。  
※ 研究計画調書は、2枚（4頁）となります。頁数の増減は認めません。
- ③ パソコン等で別途作成したものがそのまま貼り付けられていないか。  
※ 剥がれる恐れがありますので、貼り付けたものをそのまま提出するのではなく、明瞭に複写したものを提出してください。

- ④ 研究課題ごとに各様式が必要部数正しく作成されているか。  
研究計画調書・・・3部（正本1部、副本2部）、応募カード・・・1部

(2) 研究課題ごとのまとめ

研究課題ごとに研究計画調書と応募カードを次の順に取りまとめ、上部をクリップで留めてください。

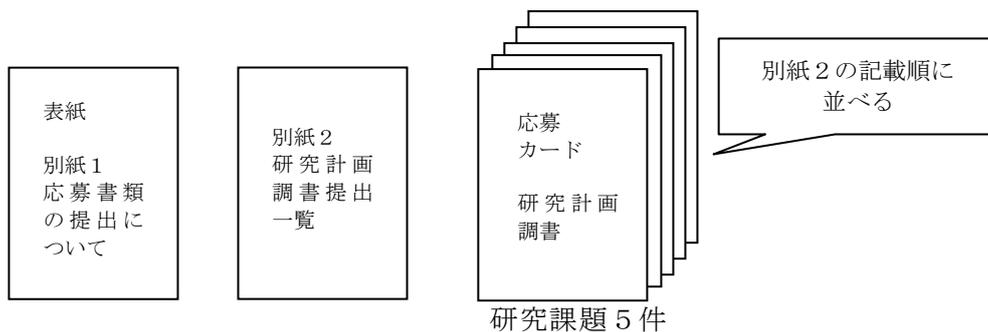
- ① 応募カード
- ② 研究計画調書（正本1部）
- ③ 研究計画調書（副本：左側をのり付けしたもの）
- ④ 研究計画調書（副本：クリップ留めしたもの）



(3) 研究計画調書等の取りまとめ

- ① 上記（2）でまとめた応募カードと研究計画調書を、別紙2「研究計画調書提出一覧」と同じ順番に並べてください。

- ② 表紙（別紙1「応募書類の提出について」）及び別紙2を先頭に添付し、左横2ヶ所に穴を開け、綴りひもで綴じてください。



## 5 応募書類の提出等

(1) 提出方法

- ① 応募書類を郵送する場合

**【提出期間】**

**平成27年12月2日(水)～12月4日(金) 【必着】**

ただし、郵送された応募書類のうち、平成27年12月3日(木)までに発送したことが証明できる場合に限り、12月7日(月)に到着したものまで受理します。

**【提出方法】**

応募書類を郵送する場合は配達証明ができる方法(特定記録、小包、簡易書留、宅配便等)により、上記期間に到着するように、余裕を持って発送してください。

封筒等の表には「科学研究費補助金(奨励研究)応募書類在中」と朱書きし、「機関番号(5桁)」を明記してください。

**【提出先】**

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 (麹町ビジネスセンター)  
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第二課  
「科学研究費補助金(奨励研究)」応募受付担当

- ② 応募書類を持参する場合

**【提出期間】**

**平成27年12月2日(水)～12月4日(金)**

**午前10時～午後5時 【時間厳守】**

**【受付場所】**

独立行政法人日本学術振興会 8階会議室(予定)  
(麹町ビジネスセンター内)

(2) 留意事項

- ① 応募書類の提出は1回に限ります。このため、各研究機関においては、応募する全ての研究課題を取りまとめた上で、一括して提出してください。(一度提出した後は、研究課題を追加提出することはできません。)
- ② 応募書類の提出後に、研究計画調書等の訂正、再提出(差替)等を行うことはできません。
- ③ 提出した応募書類の写しを保管しておかなければなりません。

**6 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出**

科研費に応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)(以下、「ガイドライン」という。)

の内容について遵守する必要があり、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を報告しなければなりません。

したがって、「今回科研費（奨励研究）に応募する研究代表者が所属する研究機関」については、ガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を平成27年11月20日（金）までに府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を使用して文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出してください。提出がない場合には、当該研究機関に所属する者の応募が認められませんので注意してください。

e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

なお、平成27年4月以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Radを使用して既に同チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

<問い合わせ先>

（ガイドラインの様式・提出等について）

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

（e-Radへの研究機関登録について）

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0120-066-877（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～18:00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

## 7 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究倫理教育の実施

平成28年度科学研究費助成事業より、新規研究課題の研究代表者については、交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、CITI Japan e-ラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることとしています。

そのため、各研究機関におかれては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）に基づき、研究倫理教育を実施してください。

※平成27年度の科研費で研究活動を行う研究代表者は、平成27年度中に研究倫理教育の受講等をする必要があります